

介護老人保健施設通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設サンフローラみやぎき（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、令和7年7月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相方の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を实际発生した金額の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当

施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、基本的に、口座引き落としとさせていただきます。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めたときは、原則として、必要な自費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧・謄写を求めたときは、閲覧・謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧・謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧・謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧・謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧・謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所等との連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(衛生管理)

第12条 利用中に感染症を発症し、他の利用者への感染等の恐れがある場合は、施設医師の医学的判断により、早急に専門機関への受診を依頼します。尚、専門機関による医師の診断結果によっては、完治するまで当センターの利用を中止させていただく場合があります。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設サンフローラみやざき 通所リハビリテーション のご案内
(重要事項説明書)

(令和8年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人 慶明会 介護老人保健施設サンフローラみやざき
- ・開設年月日 平成6年4月19日
- ・所在地 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野355
- ・電話番号 0985-75-9155
- ・FAX番号 0985-75-9881
- ・理事長 原田 一道
- ・管理者(施設長) 小川 博司
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4551980008号)

(2) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

- ・当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(3) ご利用になられる方

- ・介護保険にて、要介護1～5の要介護状態と認定された方。

(4) 利用定員 55名

(5) ご利用日及びサービス提供時間

- ・ご利用日：月曜日から土曜日(祝日もご利用になれます。)
- ・サービス提供時間：午前8時30分から午後3時30分(時間延長も対応できます。)
- ・年末は12月30日まで、年始は1月3日からのご利用となります。但し必要に応じて営業日を設けることもあります。

(6) 通常の事業の実施地域

- ・国富町、綾町、西都市、宮崎市（その他相談に応じます。）

(7) 施設の職員体制

1 管理者（常勤・兼任）	1人
2 医師（常勤・兼任）	1人
3 看護職員（常勤・専任）	1人
4 介護職員（常勤・専任）	6人
5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（常勤・専任）	1人

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画書、リハビリテーション実施計画書の立案及び作成
- ② 居宅等と施設間の送迎
- ③ 食事 昼食 11時45分～12時30分
(介護保険とは別の料金となります。ご希望の方のみ、650円が必要です。)
- ④ 入浴 一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽での対応ができます。
(ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 口腔ケア（口腔機能向上サービス）
- ⑨ 訪問によるリハビリテーション実施計画書の作成及び見直し

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・名称 けいめい記念病院
- ・住所 国富町大字岩知野字六江762

- ・名称 藤木病院
- ・住所 宮崎市大字小松2988番地

- ・名称 増田病院
- ・住所 宮崎市大字大瀬2176番地1号

- ・名称 宮崎中央眼科病院
- ・住所 宮崎市清水3-6-21

- ・名称 奥野歯科
- ・住所 宮崎市下北方町上田々969-3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 食事について

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付対象外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮ください。
- ・利用者の状態問い合わせや利用者の呼び出しについては、専用電話をご利用下さい。
サンフローラみやざき デイケア (0985) 75-9155

(2) 金銭管理について

- ・金銭管理は原則としてできません。紛失についても責任を負いかねますので、ご了承下さい。

(3) その他

- ・食事後の薬については利用者の方の管理の下管理していただくか、送迎時に職員へ確実にお渡し下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター、電話ジャック
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には要望及び苦情等の相談を受け付ける職員が配置されていますので、お気軽にご相談ください。(電話0985-75-9155)

要望や苦情などは、担当職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内の数ヶ所に備えつけられた「ご意見箱」で、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情解決責任者	管理者	小川 博司
苦情受付担当者①	デイケア室長	清水 秀雄
苦情受付担当者②	デイケア相談員主任	片木山 理沙
苦情受付担当者③	デイケア相談員	壺岐 育子

当事業所では、第三者委員に苦情、ご意見を相談することもできます。

第三者委員	中川 幸子 ・ 日野 紘一 ・ 日高 孝
連絡先	0985-36-6464 (社会福祉法人慶明会本部)
住所	〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野357番地

8. その他

当施設の詳細についてはパンフレットもございますので、お気軽にお問い合わせください。

<別紙2>

通所リハビリテーションについて
(令和8年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画書やリハビリテーション実施計画書が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料金(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料金が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です)

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	7 1 5 円
・要介護 2	8 5 0 円
・要介護 3	9 8 1 円
・要介護 4	1, 1 3 7 円
・要介護 5	1, 2 9 0 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	7 6 2 円
・要介護 2	9 0 3 円
・要介護 3	1, 0 4 6 円
・要介護 4	1, 2 1 5 円
・要介護 5	1, 3 7 9 円

② 理学療法士等の体制（1 時間以上 2 時間未満のみ） 1 日 3 0 円

③ 8 時間以上の延長サービス

8 時間以上 9 時間まで	5 0 円
9 時間以上 1 0 時間まで	1 0 0 円
1 0 時間以上 1 1 時間まで	1 5 0 円
1 1 時間以上 1 2 時間まで	2 0 0 円
1 2 時間以上 1 3 時間まで	2 5 0 円
1 3 時間以上 1 4 時間まで	3 0 0 円

④ 入浴介助加算（Ⅰ・Ⅱ）

・入浴の提供。

（Ⅰ） 4 0 円/日

・入浴の提供に加え、専門職が利用者宅の浴室環境の確認・個別入浴計画書の作成を行い、個別に入浴介助を実施した場合。

（Ⅱ） 6 0 円/日

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

⑤ リハビリテーションマネジメントの実施

・リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合。

イ 利用開始日より 6 か月以内 5 6 0 円/月

利用開始日より 6 か月超 2 4 0 円/月

・リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明し、国へ計画書を提出、フードバッグを実施した場合。

ロ 利用開始日より 6 か月以内 5 9 3 円/月

利用開始日より 6 か月超 2 7 3 円/月

・リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明し、国へ計画書を提出、フードバッグを実施した場合。

・口腔ケアアセスメント及び栄養アセスメントを行っている場合。

・リハビリテーション計画書の内容について、リハビリテーション、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じて LIFE に提供した情報を活用している場合。

・共有した情報を踏まえ、リハビリ計画書について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対して共有している場合。

ハ 利用開始日より 6 か月以内 7 9 3 円/月

利用開始日より 6 か月超 4 7 3 円/月

・医師が説明し、同意を得た場合。

※イ・ロ・ハの要件の組み替え

270円/月

- ⑥ 科学的介護推進体制加算 40円/月
- ⑦ 短期集中リハビリテーションの実施 110円/日
 ※退院・退所後又は認定日から1月超3月以内
- ⑧ 認知症短期集中リハビリテーションの実施
 ・退院、退所後又は通所開始日から3月以内 (I) 1か月 240円
 (II) 1か月 1,920円
- ⑨ 生活行為向上リハビリテーションの実施 1か月
 利用開始から6か月以内 1,250円
- ⑩ 若年性認知症利用者受け入れの実施 1日 60円
- ⑪ 栄養改善加算(月2回限度) 1回 200円
- ⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 1回 20円
 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 1回 5円
- ⑬ 口腔機能向上加算(I) (月2回限度) 1回 150円
 口腔機能向上加算(II)イ(月2回限度) 1回 155円
 口腔機能向上加算(II)ロ(月2回限度) 1回 160円
- ⑭ 栄養アセスメント加算 1回 50円
- ⑮ 重度療養管理加算(要介護3～5に限る) 1日 100円
- ⑯ 移行支援加算 1日 12円
- ⑰ サービス提供体制強化加算(I) 1日 22円
- ⑱ 介護職員等処遇改善加算(Iロ) 利用総額の11.1%
 ※介護職員の処遇改善を進めていくために、区分支給限度額とは別に算定される
 もので、基本料金に各サービス費用を加えた総額に11.1%を算定致します。
- ⑳ リハビリテーション提供体制加算
 ※1日あたり、要介護のみ
- | | |
|------------|-----|
| 3時間以上4時間未満 | 12円 |
| 4時間以上5時間未満 | 16円 |
| 5時間以上6時間未満 | 20円 |
| 6時間以上7時間未満 | 24円 |
| 7時間以上 | 28円 |
- (2) その他の料金(介護保険給付費対象外)
- ① 食費(昼食代・おやつ代含む) 650円
 ※時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

(3) 支払い方法

- ・お支払い方法は、基本的に利用者又はご家族の預金口座からの振替（引落とし）になっております。
- ・毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、利用契約時に申し込んでいただいた指定預金口座より、その月の20日に引き落としになります。（20日が銀行営業日でない場合は、翌営業日が振替日になります。）

<通所リハビリセンター利用料金表>

サービス提供時間（1時間以上2時間未満）

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	369円	(I) 40円 (II) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	398円			
要介護3	429円			
要介護4	458円			
要介護5	491円			

サービス提供時間（2時間以上3時間未満）

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	383円	(I) 40円 (II) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	439円			
要介護3	498円			
要介護4	555円			
要介護5	612円			

サービス提供時間（3時間以上4時間未満） ※別途食事代650円が追加されます。

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	486円	(I) 40円 (II) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	565円			
要介護3	643円			
要介護4	743円			
要介護5	842円			

サービス提供時間（4時間以上5時間未満） ※別途食事代650円が追加されます。

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	553円	(I) 40円 (II) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	642円			
要介護3	730円			
要介護4	844円			
要介護5	957円			

サービス提供時間（5時間以上6時間未満） ※別途食事代650円が追加されます。

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	622円	(I) 40円 (II) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	738円			
要介護3	852円			
要介護4	987円			
要介護5	1,120円			

サービス提供時間（6時間以上7時間未満） ※別途食事代650円が追加されます。

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	715円	(Ⅰ) 40円 (Ⅱ) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	850円			
要介護3	981円			
要介護4	1,137円			
要介護5	1,290円			

サービス提供時間（7時間以上8時間未満） ※別途食事代650円が追加されます。

要介護度	1割負担金	入浴介助加算	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算
要介護1	762円	(Ⅰ) 40円 (Ⅱ) 60円	22円	利用総額の 11.1%
要介護2	903円			
要介護3	1,046円			
要介護4	1,215円			
要介護5	1,379円			

※上記料金表は、あくまで基本であり、ご本人及びご家族の希望の下、担当ケアマネージャーによるマネジメントの上、下記のサービスをご希望になられ実施した場合のみ、上記合計に下記の金額が追加となります。

①理学療法士等の体制加算（1日）	30円
②8時間以上の時間延長サービス利用 ・ 8時間以上 9時間まで ・ 9時間以上10時間まで ・ 10時間以上11時間まで ・ 11時間以上12時間まで ・ 12時間以上13時間まで ・ 13時間以上14時間まで	50円 100円 150円 200円 250円 300円
③リハビリテーションマネジメント加算（月1回） イ 利用開始日より6か月以内 利用開始日より6か月超 ロ 利用開始日より6か月以内 利用開始日より6か月超 ハ 利用開始日より6か月以内 利用開始日より6か月超 事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合	560円 240円 593円 273円 793円 473円 270円
④入浴介助加算（Ⅰ）（1日） 入浴介助加算（Ⅱ）（1日）	40円 60円
⑤科学的介護推進体制加算（月1回）	40円
⑥短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）（1日）	110円
⑦認知症短期集中リハビリテーション（Ⅰ）（1か月） 認知症短期集中リハビリテーション（Ⅱ）（1か月）	240円 1,920円
⑧生活行為向上リハビリテーション加算（Ⅰ）（月1回） 利用開始日より6か月まで	1,250円
⑨若年性認知症利用者受入加算	60円
⑩栄養改善加算（月2回）	200円
⑪口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6か月に1回） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6か月に1回）	20円 5円
⑫栄養アセスメント加算	50円
⑬サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円
⑭口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回） 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ（月2回） 口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ（月2回）	150円 155円 160円
⑮重度療養管理加算（1日 要介護3～5に限る）	100円
⑯移行支援加算	12円
⑰リハビリテーション提供体制加算 ・ 3時間以上4時間未満 ・ 4時間以上5時間未満 ・ 5時間以上6時間未満 ・ 6時間以上7時間未満 ・ 7時間以上	12円 16円 20円 24円 28円
⑱介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	利用総額の11.1%

個人情報の利用目的
(令和7年7月1日現在)

介護老人保健施設サンフローラみやざきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設通所リハビリテーション利用申込書及び同意書

介護老人保健施設サンフローラみやざきの通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション利用約款及び別紙1（重要事項説明書）、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し、介護老人保健施設 サンフローラみやざき利用を申し込みます。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者の身元引受人> 利用者との関係（ ）

住 所

氏 名

介護老人保健施設サンフローラみやざき
理事長 原田 一道 殿
管理者 小川 博司 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

※緊急時の際の連絡先等については、裏面をご確認下さい。

【本約款第 10 条 2 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時等の連絡先】

①

氏 名	(続柄)
住 所	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	
勤 務 先 名	
勤務先電話番号	

②

氏 名	(続柄)
住 所	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	
勤 務 先 名	
勤務先電話番号	